

(平成23年10月26日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認釧路地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

2 件

国民年金関係

2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 3 月から 60 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 3 月から 60 年 5 月まで
実家のある A 市に居住していた際、父親の仕事を手伝っていたことから、父親が納税組合を通じて国民年金の加入手続及び納付をしていたはずであるので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父親が昭和 52 年頃に国民年金の加入手続を行ったと供述しているところ、申立人の所持する国民年金手帳記号番号により、62 年 2 月頃に加入手続を行い、資格取得したものと推認されることから、申立人の供述との相違がみられる上、申立人に申立期間の国民年金保険料を遡って納付したとの主張も無く、申立期間のほとんどの期間は時効により納付することができない。

また、申立人の父親が国民年金の加入手続を行ったとする時期に、別の国民年金手帳記号番号が申立人に対し払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないほか、A 市役所に照会したところ、申立人が納税組合に加入していることは確認できるものの、国民年金については登録が無いとの回答を得ている。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 8 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 8 月から 60 年 3 月まで

昭和 55 年 7 月の結婚を契機に、国民年金への加入手続を行い、妻が夫婦二人分の保険料を納付していた。一緒に納付していた妻が納付済みとなっているのに自分だけが未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 60 年 9 月頃に払い出されていることが確認できることから、その頃に加入手続を行い、資格取得日が遡ったものと推察されるが、この時点においては申立期間のうち 55 年 8 月から 58 年 6 月までの国民年金保険料は、時効のため納付することができない。

また、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらない上、国民年金保険料を納付したとする申立人の妻からも、国民年金の加入時に未納分をまとめて過年度納付した旨の供述は得られない。

さらに、申立人は、申立人の妻が結婚した際に国民年金の加入手続を含む種々の届出を同時に行ったと供述しているが、A市の国民健康保険記録によると、申立人と申立人の妻の届出年月日は相違していることが確認できる。

加えて、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。